

38 国 税 庁 の 使 命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

39 平成18事務年度国税庁が達成すべき目標に対する 実績の評価に関する実施計画(抄)

○ 実績目標2：酒類業の健全な発達の促進

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課、鑑定企画官）

【基本的考え方】

酒類産業行政は、人口減少や生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応して、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応することにより、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。

○ 業績目標2-1：消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の体質改善に向けた諸施策に取り組んでいきます。

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課、鑑定企画官）

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類製造業及び酒類販売業の体質改善を支援する必要があります。

このため、次の施策に取り組めます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

消費者にとって良質で安全性の高い酒類を生産・提供できるよう量から質への転換を促進するため、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、酒類業者に対して技術指導・相談を行います。

また、市販酒を買い上げて、消費者が入手する段階における表示内容・品質をチェックし、酒類業界及び消費者にその結果に基づいた情報提供並びに技術指導を行うことで、生産・流通・消費の全ての段階における安全性の確保及び品質水準の向上を図ります。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

酒類製造業の経営改善等に対しては、各業者の経営状況を指標等で客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類製造業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を確保し、更には業界全体の体質改善も促進できるよう支援します。

酒類販売業の経営改善等に対する支援としては、経営指導の専門家等による研修の実施、成功事例の提供、更には酒類卸売業の経営基盤強化計画を含め各種中小企業施策のに関する情報提供を積極的に行います。

ロ 地理的表示制度の活用等

地域ブランドの確立を図るための方策として、平成 17 年に単式蒸留しょうちゅうに加え清酒にも導入した地理的表示の制度が活用されるよう積極的に支援します（平成 17 年 12 月に「薩摩」：単式蒸留しょうちゅう、「白山」：清酒が指定されました。）。

また、酒類の品質向上を促進するため、各地の酒類業団体と連携して、積極的にきき酒会やセミナーを開催し支援します。

ハ 輸出の振興・支援

海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての日本の食品や酒類への評価が高まっていることから、国税庁において輸出に関する意見交換会を開催し輸出振興・支援への取組の検討を進めるとともに、海外において諸団体が行う情報発信活動を積極的に支援します。

(3) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」（平成 10 年 4 月）や公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（平成 12 年 11 月）を積極的に周知・啓発します。

また、酒類の取引状況等実態調査等を通じて実態把握に努め、公正なルールに即していない場合には合理的な価格設定等の改善指導を行うとともに、問題が認められた具体的な事例とその指導内容といった実態調査の概要を公表して自主的な取組を促します。

(4) 消費者に対する情報提供等

消費者の視点に立った諸施策を推進するため、「消費者との意見交換会」や「きき酒会」の開催を通じて、消費者の意見に直接行政・業界が耳を傾け、産業行政や事業に反映できる場を設けるとともに、ホームページ等を通じて消費者の意見を把握し、また、消費者への情報発信を行います。

(5) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類の製造技術や安全性を担保するため、酒類業界との意見交換を活発に行い、流通管理も含めた技術面での指導・相談を積極的に行います。

また、独立行政法人酒類総合研究所とも連携し、技術的に高度な問題に対応しつつ、酒類業の発達に資するための基盤を整備します。

(注)平成 18 年度から、独立行政法人酒類総合研究所は、非公務員型の独立行政法人となり、民間・大学等とより密接な連携が図れることになりました。

参考・モニタリング指標

2-3	酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数
2-4	市販酒類買い上げ調査件数
2-5	酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

○ 業績目標 2-2：未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課）

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、未成年者飲酒防止等の社会的要請がますます高まりを見せており、これに適切に対応することが必要です。また、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物に係る対策も必要です。

このため、次の施策に取り組みます。

(1) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁と連携して、適正な販売管理体制の整備、業界の自主的な取組を推進・強化します。特に、酒類販売管理者にその社会的役割にかんがみて知識の向上を図っていただくため、酒類販売管理研修の定期的な受講を働きかけます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合とも連携して従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

【2-1 酒類自動販売機（従来型機）の設置状況】

(単位：台)

事務年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度目標値
従来型機	53,613	42,631	30,558	N. A.	減少

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各事務年度4月1日現在の状況。平成17事務年度実績値は、平成18年7月末までにデータが確定するため、平成17事務年度実績の評価書にて公表予定。

(注2) 従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機をいう。

(2) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の改正内容の周知を図り、酒類業界の適切な対応を促します。

更に、同法改正の趣旨を踏まえ、再商品化義務を履行していない、いわゆるただ乗り事業者対策を、関係省庁と連携を図りつつ積極的に取り組みます。

参考・モニタリング指標

2-6	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
2-7	酒類自動販売機の設置状況

○ 業績目標 2-3：酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

担当主管課等：国税庁（課税部酒税課）

酒類製造及び販売業を行うためには免許が必要です。免許の申請等に当たっては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努め、申請者等への行政サービス水準の維持・向上に配慮する必要があります。

このため、次の施策に取り組みます。

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、申請書類が提出された日（公開抽選により審査順位が決められた一般酒類小売業免許申請の場合は、審査順位に従い当該申請ごとに、申請者に対して通知した審査開始日）の翌日から起算して、原則として2か月以内です。

平成18事務年度においても、この2か月以内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

【2-2 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合】 (単位：%)

事務年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度目標値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	N. A.	100.0

(出所) 課税部酒税課調

(注) 平成17事務年度実績値は、平成18年7月末までにデータが確定するため、平成17事務年度実績の評価書にて公表予定。

(2) 濁酒・特産品しょうちゅうの製造免許申請者等への的確な対応

構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許申請者や平成18年1月から申請を受け付けている特産品しょうちゅうの製造免許申請者等に対しては、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続き等について懇切丁寧な説明に努めます。

参考・モニタリング指標

2-8	酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移
2-9	構造改革特別区域法に基づく濁酒の製造免許付与件数の推移

40 酒類産業の現状と将来展望

日本の社会経済情勢の変化

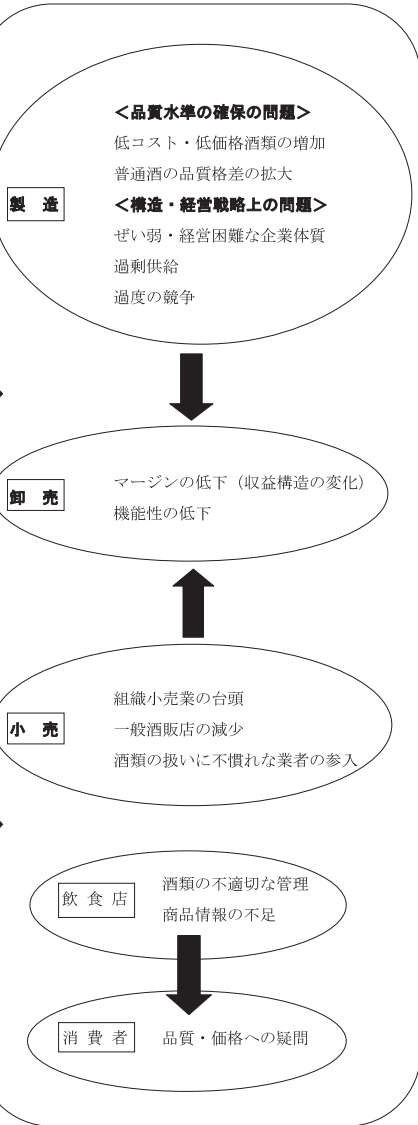
社会情勢の変化

人口減少社会の到来
健康・安全性志向の高まり
食生活の変化
生活様式の変化

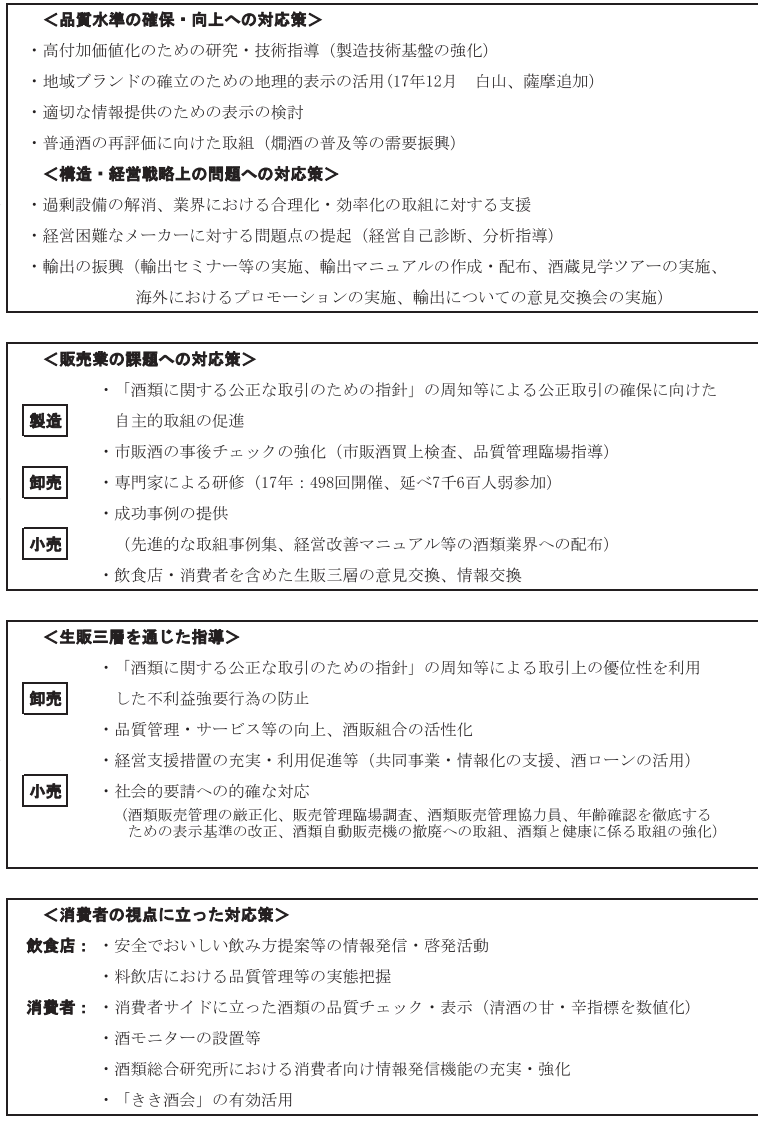
経済情勢の変化

規制緩和の進展
デフレ化・賃金の伸び悩み
国際化

現状



行政や業界における取組



将来像

